

| | |
|------|----------------|
| 策定年月 | 平成 6 年 3 月 |
| 策定年月 | 平成 1 3 年 3 月 |
| 策定年月 | 平成 1 6 年 3 月 |
| 策定年月 | 平成 1 8 年 8 月 |
| 策定年月 | 平成 2 2 年 6 月 |
| 策定年月 | 平成 2 3 年 9 月 |
| 策定年月 | 平成 2 6 年 8 月 |
| 策定年月 | 平成 2 8 年 1 2 月 |

笠岡市農業経営基盤強化促進に関する 基本的な構想

笠 岡 市

目 次

ページ

| | | |
|---------|--|----|
| 第 1 | 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 | |
| 1 | 笠岡市の農業を取り巻く情勢 | 1 |
| 2 | 農業経営の目標 | 1 |
| 3 | 育成・支援すべき担い手の対象 | 2 |
| 4 | 農業経営基盤強化の方針 | 3 |
| 5 | 農業経営基盤強化の促進及び推進体制 | 5 |
| 6 | 先進的な経営を目指す担い手の支援 | 7 |
| 7 | 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 | 7 |
| 第 2 | 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 | 8 |
| 第 2 の 2 | 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 | 21 |
| 第 3 | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 | 24 |
| 第 4 | 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項 | 25 |
| 1 | 利用権設定等促進事業に関する事項 | 26 |
| 2 | 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項 | 34 |
| 3 | 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると，認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 | 34 |
| 4 | 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 | 37 |
| 5 | 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 | 38 |
| 6 | 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 | 38 |
| 7 | その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 | 40 |
| 第 5 | 農地利用集積円滑化事業に関する事項 | 41 |
| 1 | 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項 | 41 |
| 2 | 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の | |

| | |
|------------------------------|----|
| 基準 | 41 |
| 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項 | 42 |
| 第6 その他 | 47 |

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 笠岡市の農業を取り巻く情勢

笠岡市は、岡山県の西南端に位置し、広島県福山市と隣接し、瀬戸内の温暖な気候を生かして、稲麦、豆類や酪農、肉用牛、養鶏等による畜産物、もも、ぶどう等の果樹、いちご、なす等の野菜、花きなどの多彩な農畜産物を生産してきた。

しかし、気象的条件には恵まれているものの、平坦地が少ないなど、地理的条件が悪く、耕地率が低い上、農地基盤整備も進んでおらず、経営規模の拡大が阻まれ、笠岡湾干拓地を除いては、零細な経営がほとんどを占めている状態である。また、反面、経済的立地条件に優れ、他産業への労働力の流出により、兼業農家の増加や担い手不足等による農業労働力の量的・質的低下、農業者の高齢化が進み、農家の生産意欲は減退気味で、農業生産は横ばい傾向となっている。

一方、中国地方の東西軸をなす山陽自動車道と笠岡ICの整備等により、広域交流機能が形成されており、こうした広域交通網の整備により農畜産物の流通が大きく変化し、さらに輸入農産物の増大でなお一層産地間競争が激化している。

こうした状況の中で、笠岡市においては、稲作中心の農業だけでなく、稲作と畑作物の組み合わせによる複合経営の確立等により、地域の特色に適応した農地利用及び農業労働力の効率的な配分を図り生産性の高い農業を育成するよう努める。

また、国営笠岡湾干拓地における大規模営農の推進、さらには平成23年8月に開業の道の駅「笠岡ベイファーム」における農産物直売所や高速広域交通網を活かした農業の確立が必要である。

さらに、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業経営の目標

笠岡市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択され魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営（育成・支援すべき担い手）を育成するための基本指針となることを目的に平成37年を目標として定めるものである。なお、この基本構想は平成5年8月施行された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第55号。以下「基盤強化法」という。）に基づき平成6年に策定し、

平成13年，平成16年，平成18年，平成22年及び平成23年，平成26年に構想の一部を見直しているが，県の「21世紀おこやま農業経営基本方針」が平成28年3月29日付で変更となったことから農業経営の基本的指標等の変更を行うものである。

具体的な経営の指標は，笠岡市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ，農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が，地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり概ね400万円），年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1900時間程度）の水準を実現できるものとし，また，これらの経営が笠岡市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお，「概ね」は8割とする。

また，概ね10年後における育成・支援すべき担い手及び志向経営体（認定農業者）の育成目標数は，105経営体とする。

3 育成・支援すべき担い手の対象

(1) 認定農業者

基盤強化法第12条により，笠岡市で農業経営改善計画の認定を受けた経営体

(2) 認定新規就農者

基盤強化法第14条の4に基づき，笠岡市で青年等就農計画の認定を受けた経営体

(3) 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者，集落営農，認定新規就農者を除く。）

ア 年間農業所得，営農類型，経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者

イ 農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち，再認定を受けなかったものの，従前の経営面積を維持又は拡大している者（平成23年度以降再認定を受けていない者の中から確認）

(4) 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

ア 特定農業団体

基盤強化法第23条に基づき，地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積する相手方として，地域の地権者の合意を得た任意組織

イ 集落営農組織

複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産及び販売について、共同販売経理を行っている組織

(5) 今後育成すべき農業者

担い手に位置付けられていない経営体のうち、笠岡市が今後育成すべきと考える経営体

(6) 認定農業者等以外の農外から参入した企業

農外から参入した企業（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者を除く。）

4 農業経営基盤強化の方針

笠岡市は、将来の笠岡市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、笠岡市は、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、笠岡市地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の笠岡市地域農業再生協議会によって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集落段階での組織づくりを推進し、集落での話し合いの積み上げにより、土地利用調整を全市的に展開して、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、基盤強化法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、

積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、笠岡市管内農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、農村における女性は、県内の農業就業人口の約半数を占め農業生産の重要な役割を担っていることから、女性が主体となっている経営体の農業経営改善計画の策定を支援するとともに、家族経営における農業経営改善計画の共同申請を推進する。また、集落営農組織等への参加・協力を通じ、女性の農業経営、地域農業の意志決定の場への参画を一層推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と

協力を求めていくこととする。

特に、基盤強化法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、笠岡市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を促すものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業や土地改良事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

笠岡市は、笠岡市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受けて行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間の地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせての複合経営としての発展に結び付けるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 農業経営基盤強化の促進及び推進体制

笠岡市は、将来の笠岡市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、笠岡市は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等が十分なる相互の連携の基で濃密な指導を行うため、笠岡市地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の笠岡市地域農業再生協議会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等に

より、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や総合の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業（法第4条第3項）や農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の第2条で規定された農地中間管理事業の積極的な活用を促し、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合等の団体と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進め特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家にも農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、基盤強化法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望まし

い経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、笠岡市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を促すものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

6 先進的な経営を目指す担い手の支援

笠岡市は笠岡市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の掲示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

笠岡市の過去5年間平均の新規就農者は3人であり、過去5年間と比べ、減少傾向となっているが、従来からの基幹作物であるいちご、いちじく、なす等の産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、笠岡市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や21世紀おかやま農業経営基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標「年間150人以上」を踏まえ、笠岡市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

笠岡市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1経営体あたり200万円以上、組織経営体の場合、主たる従事者1人当たり200万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた笠岡市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保するためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業協同組合や、農業指導普及センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 笠岡湾干拓地区

従来からの基幹であるいちご、いちじく、なす等を栽培する笠岡湾干拓地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合、農業普及指導センター等と連携し、いちご、いちじく、なす等の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 茂平地区

従来からの基幹であるいちじくを栽培する茂平地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合、農業普及指導センター等と連携し、いちじくの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に笠岡市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、笠岡市における主要な営農類型においてこれを示すと次のとおりである。

| 経営 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|--|---|---|---|----------------------------------|
| 水 稲 + 大 豆 (干拓 を除く 全域) | <作付面積等> 水稲 400a 大豆 100a 水稲作業受託 900a <経営面積> 1,400a | <資本装備> 作業場 120㎡ トラクター(32ps) 1台 コンバイン(4条) 1台 田植機(6条) 1台 動力噴霧機 1台 糶摺機 1台 乾燥機 3台 草刈機 2台 播種機(4条) 1台 ビーンスレッシャー ビーンハーベスタ 豆選粒機 1台 管理機 1台 軽四トラック 1台 | ・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締 結に基づく給料制, 休日制の導入 |

| 経営 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|--|--|---|---|----------------------------------|
| 水 稲 + 飼料米 (干拓 を除く 全域) | <作付面積等> 水稲 400a 飼料用米 100a 水稲作業受託 850a <経営面積> 1,350a | <資本装備> 作業場 120㎡ トラクター(32ps) 1台 コンバイン(4条) 1台 田植機(6条) 1台 動力噴霧機 1台 糶摺機 1台 乾燥機 3台 草刈機 2台 播種機(4条) 1台 軽四トラック 1台 | ・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締 結に基づく給料制, 休日制の導入 |

| 経営 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|-----------------------|--|--|--|---|
| 果樹 + 水稲 (全域) | <p><作付面積等></p> <p>もも 70a</p> <p>加納岩白桃 10a</p> <p>白鳳 15a</p> <p>清水白桃 20a</p> <p>おかやま夢白桃 10a</p> <p>ゴールデンピーチ15a</p> <p>水稲 30a</p> <p><経営面積> 100a</p> | <p><資本装備></p> <p>作業場 100㎡</p> <p>防蛾灯 70a</p> <p>スプリンクラー 70a</p> <p>スビートスプレー (共同) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>草刈機 1台</p> <p>運搬車 1台</p> <p>軽四トラック 1台</p> <p>もも樹 70a</p> <p>水稲は全面委託</p> | <p>・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> | <p>・家族経営協定の締 結に基づく給料制, 休日制の導入</p> <p>・摘果,袋がけの作 業に雇用を導入し, 過重労働の防止を 図る。</p> |

| 経営 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|-------------------------|---|--|--|--|
| 果 樹 + 水 稻 (全域) | <p><作付面積等></p> <p>ぶどう 50a</p> <p>ビ°オーネ(無加温) 10a</p> <p>ビ°オーネ(簡易被覆) 20a</p> <p>オーロラブラック(簡易被覆) 10a</p> <p>瀬戸ジャイアント (簡易被覆) 5a</p> <p>シャインマスカット(簡易被覆) 5a</p> <p>水 稻 30a</p> <p><経営面積> 80a</p> | <p><資本装備></p> <p>作業場 100㎡</p> <p>果樹棚 50a</p> <p>ハウス施設 10a</p> <p>簡易被覆施設 40a</p> <p>灌水施設 50a</p> <p>軽四トラック 1台</p> <p>GA処理機 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>トレンチャー 1台</p> <p>運搬車 1台</p> <p>草刈機 1台</p> <p>ぶどう樹 50a</p> <p>水稲は全面委託</p> | <p>・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> | <p>・家族経営協定の締 結に基づく給料制, 休日制の導入</p> <p>・摘果, 袋がけの作 業に雇用を導入し, 労働負担の軽減を 図る。</p> |

| 経営類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|---------------|---|--|--|----------------------------------|
| 果樹専作 (全域) | <p><作付面積等></p> <p>いちじく(加温) 20a</p> <p>いちじく(露地) 30a</p> <p><経営面積> 50a</p> | <p><資本設備></p> <p>作業場 100㎡</p> <p>灌水施設 5000㎡</p> <p>パイプハウス 2000㎡</p> <p>二重カーテン 2000㎡</p> <p>重油タンク 2基</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>温風暖房機 2台</p> <p>運搬車 1台</p> <p>軽四トラック 1台</p> | <p>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> | <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入</p> |
| 野菜+果樹 (干拓) | <p><作付面積等></p> <p>いちご 10a</p> <p>いちじく(加温) 10a</p> <p>いちじく(露地) 10a</p> <p><経営面積> 30a</p> | <p><資本設備></p> <p>作業場 100㎡</p> <p>灌水施設 3000㎡</p> <p>パイプハウス 1000㎡×2</p> <p>二重カーテン 1000㎡×2</p> <p>燃料タンク 2基</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>温風暖房機 2台</p> <p>換気扇 2台</p> <p>運搬車 1台</p> <p>軽四トラック 1台</p> <p>高設栽培システム</p> <p>育苗ハウス 100㎡</p> | <p>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> | <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入</p> |

| 経営 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------------------|---|--|---|--|
| 野菜 専作 (全域) | <作付面積等> 露地なす 15a いちご 15a <経営面積> 30a | <資本装備> 作業場 100㎡ ハイハウス 1,500㎡ 二重カーテン 1,500㎡ 高設栽培システム 1式 灌水施設 1,500㎡ 温風暖房機 2台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 灌水ポンプ 1台 燃料タンク 2基 換気扇 2台 トラクター 1台 軽四トラック 1台 育苗ハウス 200㎡ | ・複式簿記記帳 により経営と家 計の分離を図る ・青色申告の実 施 | ・家族経営協定の 締結に基づく給料 制，休日制の導入 ・なすの収穫，調 整作業は雇用を導 入して労働負担の 軽減を図る。 |

| 経営類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|--------------------------|--|--|---------------------------------------|---------------------------|
| 野菜 + 麦 (干拓) | <作付面積等> タマネギ 100a ニンジン 100a ブロッコリー 50a 大根 50a 大麦 200a <経営面積> 500a | <資本装備> 作業場 100㎡ トラクター 2台 (1台共同) 堀取り機 1台 コンバイン 2台(共同) 軽四トラック 1台 動力噴霧機 1台 播種機(6条) 1台 移植機 1台 管理機 1台 灌水装置 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 |

| 経営類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------------------|--|--|---|--|
| 野菜 + 麦 (干拓) | <作付面積等> 促成なす 20a 露地なす 10a 大麦 470a <経営面積> 500a | <資本装備> 作業場 100㎡ ビニールハウス 2,000㎡ 二重カーテン装置 2,000㎡ 温風暖房機 3台 灌水施設 2,000㎡ 換気扇 3台 動力噴霧機 1台 自走式防除機 1台 播種機(6条) 1台 灌水ポンプ 1台 トラクター 1台 軽四トラック 1台 燃料タンク 3基 | ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 栽培施設は自動環境制御とする 麦の機械は共同利用とする | ・家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 ・なすの管理, 収穫作業は雇用を導入して労働負担の軽減を図る。 |

- ※ 麦の機械→トラクター 1台
 コンバイン 1台
 播種機(6条) 1台
 防除装置 1式
 ミスト機 1台
 草刈機 1台
 梱包機 1台
 運搬車 1台
 軽四トラック 1台

| 経営 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------------------|--|--|--|--|
| 花き 専作 (全域) | <作付面積等> バラ 50a <経営面積> 50a | <資本装備> 作業場 100㎡ 鉄骨温室 5,000㎡ 灌水施設 5,000㎡ 農業用エアコン(5ps) 20台 環境制御装置 一式 トラクター (14ps) 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 換気扇 10台 軽四トラック 1台 冷蔵庫 1台 選花機 1台 結束機 1台 | ・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る ・青色申告の実施 自動環境制御, 無 人防除, 養液土耕 等の施設を導入 し, 省力化と作業 強度の改善を図 る。 | ・家族経営協定の締 結に基づく給料制, 休日制の導入 ・季節雇用を必要と するが, 労働の質が 高いことが要求さ れるので, 周年雇用 を目指す。 |

| 経営類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------------------|--|--|--|---|
| 花き 専作 (全域) | <p><作付面積等></p> <p>花き ラークスパー</p> <p>1作が 16a 2作が 4a</p> <p>トルコギキョウ 10a 宿根カスミソウ 5a</p> <p><経営面積></p> <p>35a</p> | <p><資本装備></p> <p>作業場 50㎡ ビニールハウス 3,500㎡ 灌水施設, 一式 トラクター 14ps 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 換気扇 8台 軽四トラック 1台 冷蔵庫 1台 温風暖房機 8台 燃料タンク 8基</p> | <p>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>省力技術を導入し、作業強度の改善を図る。</p> | <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・季節雇用を必要とするが、労働の質が高いことが要求されるので、周年雇用を目指す。</p> |

| 経営類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|---------------------------|---|--|--|--|
| 酪農 専作 (全域) | <p><飼養規模></p> <p>乳用牛 45頭 (ホルスタイン)</p> <p>飼料作物 450 a</p> | <p><資本装備></p> <p>畜舎(鉄骨スレート) 500㎡</p> <p>たい肥舎(ブロックスレート) 10㎡/頭</p> <p>尿溜(コンクリート)</p> <p>ロールバレー 1台</p> <p>ラッピングマシン 1台</p> <p>パイプラインミルク 6台</p> <p>バークリーナー 45頭用</p> <p>バルククーラ 1500リットル</p> <p>トラクター 75ps 1台 35ps 1台</p> | <p>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> | <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入</p> <p>・ヘルパー制度の導入</p> |
| 肉用牛 専作 (肥育) (全域) | <p><飼養規模></p> <p>肉用牛 100頭 (肥育・黒毛和種)</p> | <p><資本設備></p> <p>畜舎(木造スレート) 1,000㎡</p> <p>たい肥舎 250㎡</p> <p>飼料給餌車 1台</p> <p>扇風機 20台</p> <p>ホイローター(30ps) 1台</p> <p>ダンプカー(2t) 1台</p> <p>マニュアルフレッター 1台</p> | <p>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> | <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入</p> <p>・ヘルパー制度の導入</p> |

| 経営類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|------------------|--------------------------|--|---|--|
| 養鶏 専作 (全域) | <飼養規模> 鶏 20千羽 (採卵) | <資本装備> 鶏舎(810 m ²) 2棟 農機具庫 150m ² 鶏糞乾燥ハウス 400m ² かくはん搬送機 1台 飼料タンク(3 t 用) 4基 成鶏ケージ 20,000個 自動給餌機 6セット 自動集卵機 12セット シヨベルローター 1台 鶏糞袋詰機 1台 動力噴霧機 1台 軽四トラック 1台 | <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 近代的施設の導入により省力管理を行う 家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 |

以上が効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標である。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に笠岡市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、笠岡市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考にすることとする。

| 経営 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------------|--|--|---|--|
| 野菜 (全域) | <作付面積等> いちご(土耕) 10a <経営面積> 10a | <資本装備> 作業場 100㎡ ビニールハウス 1,000㎡ 二重カーテン装置 1,000㎡ 温風暖房機 1台 灌水施設 1,000㎡ 換気扇 1台 動力噴霧器 1台 軽四トラック 1台 燃料タンク 3基 育苗ハウス 100㎡ | ・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る ・青色申告の実施 ・栽培施設は自動 環境制御とする。 | ・家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入 ・いちごの収穫、出 荷調整作業は雇用 を導入して労働負 担の軽減を図る |

| 経営類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------------------|--|--|--|--|
| 果樹 専作 (全域) | <p><作付面積等></p> <p>いちじく(露地)</p> <p>30a</p> <p><経営面積></p> <p>30a</p> | <p><資本装備></p> <p>作業場 100㎡</p> <p>灌水施設 3000㎡</p> <p>動力噴霧器 1台</p> <p>運搬車 1台</p> <p>軽四トラック 1台</p> | <p>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> | <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入</p> <p>・いちじくの収穫, 出荷調整作業は雇用を導入して労働負担の軽減を図る</p> |

| 経営類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|------------|---|--|---|--|
| 野菜 (全域) | <p><作付面積等> 促成なす 20a</p> <p><経営面積> 20a</p> | <p><資本装備></p> <p>作業場 100㎡</p> <p>ビニールハウス 2,000㎡</p> <p>二重カーテン装置 2,000㎡</p> <p>温風暖房機 3台</p> <p>灌水施設 2,000㎡</p> <p>換気扇 3台</p> <p>動力噴霧器 1台</p> <p>軽四トラック 1台</p> <p>燃料タンク 3基</p> | <p>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・栽培施設は自動環境制御とする</p> | <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・なすの管理、収穫作業は雇用を導入して労働負担の軽減を図る</p> |

以上が、新たに農業経営を行う場合の基本的指標である。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

| | |
|---|----|
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備考 |
| 35% | |

(2) 効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、家族経営体、組織経営体の地域における農用地利用（主な基幹的作業（水稲については耕起・代かき，田植え，収穫・脱穀その他の作目についてはこれらに準ずる農作業）をその生産した農作物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する特定作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、笠岡市地域農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用取組を推進する。その際、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、

各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条で指定された農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）が実施する同法第2条で規定された農地中間管理事業も積極的に活用するよう促す。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

笠岡市は、岡山県が策定した「21世紀おかやま農業経営基本指針」の第4章『農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項』に定められた方向に即しつつ、笠岡市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

笠岡市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の自然的、地形的特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、笠岡市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取り組みを行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

- (1) 笠岡市の北部に位置する北川、新山、吉田地区は、古くから水田が開け、米穀地帯となっており、笠岡市の米生産の60%のシェアを占めている。これらの地区につい

ては、大規模機械、設備の整備により、作業の集団化を促進するため利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

(2) 笠岡湾干拓地においては、これまでに国庫補助事業により、入植増反者の組織育成や農業近代化機械、施設の整備や基幹的営農施設の整備を進めてきたが、入植増反農家の経営安定のため、さらに関係農業団体及び、入植増反者が一体となり、高い生産性及び所得水準を確保した産地づくりを推進する。

さらに、笠岡市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地適格所有法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

（ア）農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件の全て（農業生産法人にあつては、a、d及びeに掲げる要件の全て）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、借入

者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混木林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の（ア）の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人）、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）。以下「政令」という。）第 6 条で定める者を除く。）は次に掲げる全てを備えるものとする。

(ア) その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 笠岡市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）別紙10の第1に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 笠岡市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合す

ると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 笠岡市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 笠岡市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 笠岡市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、笠岡市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 笠岡市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨

を申し出ることができる。

エ 笠岡市の全部又は、一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

オ イからエに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 笠岡市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 笠岡市は、(5)のイからエの規定による農用地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、笠岡市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 笠岡市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの（ウ）のに掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（(1)のエに定める者である場合については、

賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。) を受ける土地の所在, 地番, 地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類, 内容(土地の利用目的を含む。), 始期(又は移転の始期), 存続期間(又は残存期間), 借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法), 利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的, 当該所有権の移転の時期, 移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。) その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに規定する者である場合には, 次に掲げる事項

(ア) その者が, 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において, その農用地を適正に利用していないと認められる場合に, 賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に, 農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより, 権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積, 生産数量など, その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について笠岡市の長に報告しなければならない旨。

(ウ) その者が, 賃貸借又は使用貸借を解除し, 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- b 原状回復の費用の負担者
- c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

笠岡市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

笠岡市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからオまでに掲げる事項を笠岡市の掲示板への提示により公告する。

(10) 公告の効果

笠岡市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

笠岡市は、解除条件付きの貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを笠岡市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

笠岡市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用計画の取り消し等

ア 笠岡市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 笠岡市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 笠岡市は、イの規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用計画のうち取消しに係る部分を笠岡市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ 笠岡市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 笠岡市農業委員会は、イの規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理機構の活用を促す

ものとする。笠岡市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 笠岡市は、市全域を区域として農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関して、特段の配慮を行うものとする。

(2) 農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係団体は、農用地等の所有者の委任を受けてその者を代理して行う権利調整等の農地利用集積円滑化事業を促進するため、笠岡市等に対して、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

笠岡市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化，その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を笠岡市に提出して、農用地利用規程について笠岡市の認定を受けることができる。

イ 笠岡市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 笠岡市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を笠岡市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又

は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のイに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 笠岡市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、

当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 笠岡市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 笠岡市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、笠岡市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

笠岡市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託，さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の委託に伴う労賃，機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は，農業機械銀行方式の活用，農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて，農作業の委託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は，農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに，農作業の受託を行う農業者の組織化の推進，共同利用機械施設の整備等により，農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

笠岡市は，効率的かつ安定的な経営を育成するために，生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため，人材育成方針を定めるとともに，意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実，先進的な法人経営等での実践的研修，農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修，担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また，農業従事者の安定的確保を図るため，他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし，家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制，ヘルパー制度の導入や，高齢者，非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため，関係機関・団体との連携のもと，次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業協同組合，農業指導普及センター，先進農家等と連携し，就農相談会等での就農情報（研修，空き家等に関する情報）の発信を行うとともに，就農希望者の受入環境の整備を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

笠岡市が中心となり、農業協同組合、農業普及指導センター、農業委員、農業士、県農業大学校等と連携・協力して実践研修、経営・生活相談、技術指導を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、笠岡市が中心となり、人・農地プランの作成・見直しの話し合いや笠岡市地域農業再生協議会のもとで相互連携を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、青年農業者クラブやJA青壮年部活動等、同世代の若手農業者との仲間づくり、交流の機会の設置、参加誘導を図る。

ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や、経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については（公財）岡山県農林漁業担い手育成財団（青年農業者等育成センター）が中心となり、技術や経営ノウハウについての習得、

就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター，農業協同組合，農業士等，農地の確保については農業委員会，農地中間管理機構等，各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

笠岡市は，1から6に掲げた事業の推進に当たっては，農業経営基盤の強化の促進に必要な，以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 笠岡市は，国及び県が主体の補助事業等によって地域農業の担い手の育成を図っているが，引き続き農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 笠岡市は，地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって，水稻作，転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に，笠岡市の北部地域は比較的平坦な水田地帯となっており，転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積，連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

大規模機械，設備の整備により，作業の集団化を促進するため利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

ウ 笠岡市は，地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって，水稻作，転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積，とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

笠岡市は，農業委員会，農業普及指導センター，農業協同組合，土地改良区，農用地利用改善団体，農地利用集積円滑化団体，その他の関係団体と連携しつつ，農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに，今後10年にわたり，第1，第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について，各関係機関・団体等との連携・行動計画を樹立する。また，このような長期行動計画と併せて，年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し，関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営

体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会，農業協同組合，土地改良区及び農地利用集積円滑化団体，その他の関係団体と連携し，農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう，笠岡市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし，笠岡市は，このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

笠岡市においては，これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ，農業生産が維持・発展してきたところであるが，経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し，農地の効率的利用が困難な状況にある。また，今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し，農地を供給しようとする意向の高まりが予想されている。

このような状況の中で，将来にわたって農地を有効利用し，地域農業を維持・発展させるためには，担い手の経営農地を面的に集積し，農作業の効率化を図ることによって，農地の引き受け能力を高め，さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）は，こうした課題を的確に解決できる者，具第的には，①担い手の育成・確保，担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組みが期待できること，②地域農業，とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している，③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること，等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

(1) 笠岡市における農地利用集積円滑化事業は，用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた笠岡市全域を対象として行うことを基本とする。

(2) 笠岡市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合，土地の自然的条件，農業者の農用地の保有及び利用の状況，農作業の実施状況等を考慮し，大字単位とする

など、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、笠岡市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

(3) 複数の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、笠岡市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規定の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規定には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

ア 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

(イ) アの委員に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

(ウ) その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

イ 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

(イ) 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

(ウ) 農用地等の管理に関する事項

(エ) その他農地売買等事業の実施に関する事項

ウ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

エ 事業実施地域に関する事項

オ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、岡山県農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人岡山県農業会議）、笠岡市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

カ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

ア 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実

施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、基盤強化法施行規則（昭和55年8月29日第34号）第12条の10に基づき、笠岡市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、笠岡市から承認を得るものとする。

イ 笠岡市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、アの承認をするものとする。

(ア) 基本構想に適合するものであること。

(イ) 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

(ウ) 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

(エ) 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

a 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

b 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

c 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

d a から c に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

e 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、岡山県農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人岡山県農業会議）、笠岡市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

f 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げ

るものであること。

g 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

ウ 笠岡市は、アの承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業規程についてアの承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

エ 笠岡市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を笠岡市の公報への記載により公告する。

オ アからエまでの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

カ ウ及びエの規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

ア 笠岡市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

イ 笠岡市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

ウ 笠岡市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)のアの規定による承認を取り消すことができる。

(ア) 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。

(イ) 農地利用集積円滑化団体がアの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(ウ) 農地利用集積円滑化団体がイの規定による命令に違反したとき。

エ 笠岡市は、ウの規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を笠岡市の公報への記載により公告する。

(4) 笠岡市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

ア 笠岡市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規程する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

イ 笠岡市がアの規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、笠岡市長は、当該農地利用集積事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。

ウ アに規程する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)のイに掲げる要件に該当するものとする。

エ 笠岡市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を笠岡市の公報への記載により公告する。

オ 笠岡市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を笠岡市の公報への記載により公告する。

カ エ及びオの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

ア 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

イ 農地所有者代理事業を実施する場合には、「基本要綱」参考様式5の利用権設定等委任契約書例を参考に契約を締結するものとする。

ウ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

(ア) 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集

積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

(イ) 所有権の移転をする場合の対価又は賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

(ウ) 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約ができるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

(エ) 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

(オ) 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

ア 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

イ 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が賃借する農用地等の賃借については、農業委員会が提供している実際の賃借料に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

ア 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

イ 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借り入れの存続期

間内とする。

ウ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業普及指導センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者及び効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 6 年 3 月 3 1 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 1 3 年 3 月 3 1 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 1 6 年 3 月 3 1 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 1 8 年 8 月 3 1 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 1 1 日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成 2 3 年 9 月 2 6 日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 2 5 日から施行する。
- 8 この基本構想は、平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

別紙 1 (第 4 の 1 (1)カ関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

イ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

対象土地を混牧林地や農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に各号に掲げる事業（同項第 6 条に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第4条の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合。

| ① 存続期間(又は残存期間) | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|---|---|--|---|
| <p>1 存続期間は、3年、6年、又は10年(農業者年金制度の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、10年とすることが相当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には3年、6年、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定され(又は移転され)る利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨を定めるものとする。なお、農地中間管理事業による場合は、10年以上となるように努めるものとする。</p> | <p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金額以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p> | <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p> |

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

| ① 存続期間（又は残存期間） | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|----------------|--|-----------|----------|
| Ⅰの①に同じ。 | <p>1 混牧林地については，その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額，放牧利用の形態，当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については，その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し，近傍の借賃がないときは，その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額，固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については，Ⅰの②の3と同じ。</p> | Ⅰの③に同じ。 | Ⅰの④に同じ。 |

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

| ① 存続期間（又は残存期間） | ② 損益の算定基準 | ③ 損益の決済方法 | ④ 有益費の償還 |
|----------------|---|--|----------|
| Ⅰの①に同じ。 | <p>1 作目等毎に，農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において，受託経費の算定に当たっては，農業資材費，農業機械施設の償却費，事務管理費等のほか，農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p> | Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と，「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には，受託者をいう。）」と読み替えるものとする。 | Ⅰの④に同じ。 |

IV 所有権の移転を受ける場合

| ① 対価の算定基準 | ② 対価の支払方法 | ③ 所有権の移転の時期 |
|---|---|--|
| <p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用増進計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> |